

第78回国民スポーツ大会小城市企業協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、小城市で開催される第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国民スポーツ大会」及び競技別リハーサル大会（以下、「大会」という。）における企業協賛の取り扱いについて、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024小城市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適當な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさについて、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向を確認のうえ対応する。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

7 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じてホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

8 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

9 その他

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難であるものについては、別途協議のうえ対応する。
- (2) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

〇〇〇は、	{	第78回国民スポーツ大会 SAGA2024国スポ	}
小城市開催	{	競技を応援しています。 の協賛企業です。 〇〇競技会を応援しています。 〇〇競技会の協賛企業です。	}

- (3) この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和4年4月18日から施行する。

別表第 1

協賛者	協賛物品等総額 (相当額)	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業 団体	50 万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50 万円未満 10 万円以上			事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	—

別表第 2

協賛者	協賛物品等総額 (相当額)	ホームページ	報告書等	協賛物品
企業 団体	10 万円以上	記事及び写真 等を掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載
	10 万円未満	協賛者名掲載		